

# 基準条例に関するQ&A

## ○各推進員関係

Q 1 各推進員はいつまでに配置しなければなりませんか。

A 1 各基準条例は平成25年4月1日に施行されるため、平成25年4月1日には配置されている必要があります。

Q 2 各推進員の任命は誰が行うのですか。

A 2 各推進員の任命は、原則施設長が任命することになります。

Q 3 各推進員に任期はありますか。

A 3 任期は特にありません。

Q 4 推進員の業務を行うために資格等を有する者の雇い入れが必要ですか。それとも施設で他の業務を行っている者でも可能ですか。

A 4 各推進員は他の業務を行っている者を任命しても構いません。また、資格等を有する必要はありません。  
なお、推進員については、あくまで「配置」であり、職員等の勤務時間数には算入しません。

Q 5 推進員を配置していない場合には、何か罰則等がありますか。

A 5 条例で配置すべきものと規定しているため、配置は必須となります。罰則等の規定はありませんが、基準違反となります。

Q 6 各推進員について、同一の職員が各推進員を兼務することは可能ですか。

A 6 各推進員は、一人1推進員が原則ですが、人員面等で一人に2つ以上の推進員を任命せざるを得ない場合には、一人の職員が2つ以上の推進員となることは可能です。

Q 7 各推進員は、1名ずつの任命でなければなりませんか。それとも、複数名を任命することは可能ですか。

A 7 各推進員ごとに、複数名を任命することも可能です。

Q 8 人権擁護に関する研修は、具体的にどのような方法で実施したらよいですか。

A 8 施設の実情に応じて、次の各号に掲げるいずれかの方法により実施してください。なお、単独実施が困難な場合は、複数施設等で合同実施することも差し支えありません。

- (1) 施設内の具体的な事例を取り上げるなどの職場内研修の実施
- (2) 職場外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを職場内の他の職員に伝達する研修の実施
- (3) 外部から講師を招いた研修の実施
- (4) 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施

Q 9 安全管理対策推進員の業務内容のうち、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとありますが、具体的にどのような措置を講ずる必要があるのですか。

A 9 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための必要な措置としては、具体的には次の内容のとおりです。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び職員に対する周知徹底
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

#### ○サービス提供に関する記録

Q 1 0 各サービスの提供に関する記録の保存期間について具体的に教えてください。

A 1 0 平成25年4月1日時点で考えた場合、平成20年3月31日以前にサービス提供を行ったものについては、5年を経過することとなるので、書類の保存義務はなくなります。なお、保存義務の対象となる書類は、それぞれのサービス基準に定められている書類となります。